

高齢者施設等防災・減災対策推進事業実施要綱

平成31年3月29日付 30 福保高計第588号
改正 令和3年2月2日付 2 福保高計第574号
改正 令和3年8月6日付 3 福保高計第233号
改正 令和6年4月1日付 5 福祉高企第300号

(目的)

第1 本事業は、高齢者施設等における防災・減災対策及び新型コロナウイルスは高齢者が重症化する危険性が高い特性があることからその感染拡大防止対策を推進し、利用者の安全・安心を確保することを目的とする。

(実施主体)

第2 本事業の実施主体は東京都とする。

(事業内容)

第3 第1に規定する目的を達成するため、次の事業を実施する。

- (1) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
- (2) 高齢者施設等の水害対策強化事業
- (3) 高齢者施設等の給水設備整備事業
- (4) 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業（ブロック塀等改修整備）
- (5) 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業

(実施方法)

第4 第3に掲げる事業については、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知、以下「国実施要綱」という。）及び地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱（平成24年7月17日厚生労働省発老0717第2号厚生労働事務次官通知、以下「国交付要綱」という。）に基づき、事業者に対し、必要な経費を予算の範囲内で補助することにより実施する。

(対象施設)

第5 第3に掲げる事業の対象施設は、別表のとおりとする。

ただし、国または地方公共団体が設置する施設（地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者が管理するものを含む。）については国交付金の対象となる施設に限り、対象施設とする。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、本事業を実施するに当たり必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年２月２日より施行し、令和２年７月３１日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日より施行し、令和３年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

(別表)

	施設区分	高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業及び高齢者施設等の水害対策強化事業、高齢者施設等の給水設備整備事業	高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業(ブロック塀等改修整備)	高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業
1	特別養護老人ホーム(※1)及び併設される老人短期入所施設(※2)	対象(※4)	対象	対象
2	軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型)(※1)	対象	対象	対象
3	介護老人保健施設(※1)	対象	対象	対象
4	介護医療院(※1)	対象	対象	対象
5	養護老人ホーム(※1)	対象	対象	対象
6	有料老人ホーム(※1)	—	対象	対象
7	通所介護事業所(※3)	—	対象	—
8	老人短期入所施設(上記1以外)(※1)	—	対象	対象
9	老人福祉センター(A型・特A型・B型)(※2)	—	対象	—
10	老人福祉施設付設作業所(※2)	—	対象	—
11	老人介護支援センター(在宅介護支援センター)(※2)	—	対象	—
12	在宅複合型施設(※2)	—	対象	—

(※1) 定員30人以上

(※2) 定員規模に関わらない。

(※3) 定員19人以上

(※4) 特別養護老人ホームに限る。